

オーストラリア先住民運動

—普遍性の主張と差異の承認をめぐる政治—

Indigenous Australian Movement: Politics on Individual Rights and Group Rights

TOMONAGA Yugo

友 永 雄 吾

概 要

本稿では、オーストラリア先住民運動に注目し、その運動が国内における非先住民との連携により展開されてきたのみならず、国際的な先住民やマイノリティ集団の運動にも呼応する形でおこなわれてきたことを示す。そうした運動の形態が最も顕著に表れているのが、近年の環境管理に関する先住民運動である。本稿では、そうした運動を南東部先住民集団のひとつであるヨルタ・ヨルタの「人為的な火付けによる森林モニタリング」と「土地利用と占有に関する地図」の作成に注目し考察する。

キーワード：先住民運動、土地権、先住民と国連、環境管理

Abstract

This paper provides an overview of the indigenous Australian movement and examines the interaction of domestic and transnational connections at the heart of this movement. Particularly, the recent indigenous Australian movement for environmental management is the perfect example of the interaction of domestic and transnational connections. Thus, this paper considers the movement for environmental management in relation to two practical projects (Artificial Fire Forest Monitoring and Land Use and Occupancy Map) in the Barmah forest of South East Australia undertaken by the Yorta Yorta, an eminent Aboriginal group in Victoria State.

Keywords : Indigenous Movement, Land Rights, Indigenous People and United Nations, Environmental Management

はじめに

従来の社会運動に関する研究は、社会の病理的機能不全状態（アノミー）に対する不満が人々を集会的行動に向かわせる「集合行動論」、体制ではなく文化や意識のレベルでの社会変革を要求する「新しい社会運動論」、さらに社会運動が活発になったのが、運動組織に人的・知的・経済的資源が利用できるようになったとする「資源動員論」といった分析が主であった。¹⁾

これに対し F. マーランは、先住民による運動の特徴を3つあげる。²⁾ 第一に、多様な価値観を持つ運動参加者の間の相互作用、第二に、既存の先住民文化の価値や秩序にもとづく生活様式を支持またはそれに抵抗する行動、最後に、日常に受け入れられている普遍的な価値観に対抗する行動である。しかし、こうした研究で展開する議論の中心は、先住民と非先住民という二項対立の構造にとどまっている。

これらの先行研究によりながら本稿では、先住民と非先住民の対立構造に主眼がおかれてきた従来のオーストラリア先住民運動が、オーストラリア国内の非先住民との協同で展開され、さらには国外の先住民と協同可能な運動へと変化してきたことを明らかにする。第1章では先住民と非先住民の関係、さらには国際的なマイノリティの運動に注目しつつ、まずは植民地経験について、ついでオーストラリアの国民と同等の権利獲得のための運動、そして先住民としての固有の権利獲得のための運動について考察する。第2章では、1970年代以降に活発化する国連における先住民の権利に関する議論を概観し、国際法における先住民の権利状況と、先住民同士の国際的な連帯の可能性について筆者の経験を踏まえ検討する。最後に、先住民と非先住民の対立構造に主眼がおかれてきた従来の先住民運動が、土地や森林、河川流域の資源管理をめぐる環境問題を取りこむことで地域住民や環境 NGO と協同可能な運動へと変化している事例を、南東部の先住民集団のひとつヨルタ・ヨルタを例に明らかにする。³⁾

1. オーストラリア先住民運動

1-1. 植民地経験

オーストラリアにおける植民は1788年シドニーからはじまるが、先住民が入植の波に晒される時期は地域により大きく異なる。たとえば、南東部では1800年代から本格的な植民化が開始され、北部や中央砂漠部の植民はその約100年後にはじまる。このため、南東部の先住民集団は、北部や内陸部の先住民集団に比べ、言語や親族構成など伝統的な生活習慣を失った集団が相対的に多い。

オーストラリア南東部では植民の初期、現在のシドニーとその近郊に居住していたワラン言語集団の植民への適応と抵抗がある。特にベネロン (Bennelong; 1764-1813) とペムルウェイ (Pemulwuy; 1750-1802) の植民への対応は、その後の両者の人生に異なる結末をもたらした。ベネロンは、当時 A. フィリップ総督 (A. Phillip; 1738-1814) と親密な関係を築き、イギリスと新大陸の住民とが親しい関係を結ぶための大きな役割を果たした。彼はイエメラワン (Yemmerrawanne; 1775-1794) とともにイギリスの文化や英語を学び、1792年ロンドンへ渡った。イエメラワンはロンドン滞在中に病気を患い、オーストラリアの地を再び踏むことはなかったが、ベネロンは1795年に帰国する。そこで彼を待っていたのは、集団からの排除であり、アルコール漬けによる自暴自棄な生活であった。この結果1813年にベネロンは悲嘆の中で生涯をとじる。一方、集団のリーダーであったペムルウェイは、植民に徹底抗戦した。彼は1803年に暗殺されるまで、すくなくとも5回の負傷を負ったという。なかでも7発の弾丸を頭と体に受け、重体となり捕虜病棟に送られた彼は、その1ヶ月後に病棟をぬけだしている。このため、暗殺されたペムルウェイの首はロンドンへ送られ、晒し首にされたという。⁴⁾ こうした武力衝突は先住民と植民者の抗争のほんの序章に過ぎず、それはヨーロッパ人による入植が進行するにつれて形を変えて継続されることになった。その後の初期の抗争の1つに、1870年代のヴィクトリア州のクーリン集団

の例がある。

現在のメルボルンに当たるヴィクトリア州のポート・フィリップ地区には、狩猟・漁労・採集を中心として生活を営む4つのアボリジナル言語集団からなるクーリン集団がいた。⁵⁾ この地区はすでに1803年にイギリス領となり、ニューサウスウェールズ植民地に組み入れられていた。ただし、植民地化のプロセスは一様ではなく、ヨーロッパ人のなかにもアボリジナルと対話を試みた人がおり、このような人びとが初期のアボリジナルの運動に大きな影響を与えるようになった。⁶⁾ ポート・フィリップ地区で政府によるアボリジナル強制集住施設であるステーションヤリザーブ、さらにキリスト協会各派ミッションが開設されていくと、東部のクランダーク・ステーションのクーリンが、植民地政府に対して声をあげる。当時クランダーク・ステーションはアボリジナルに理解を示すスコットランド人でプレスビテリアン協会の牧師J. グリーン (J. Green: 1930-1908) の指導下で農耕に従事し、自給自足の生活を達成していた。しかし、肥沃なクランダーク・ステーションの土地に目をつけた先住民保護局はグリーンをステーションから左遷する。これに対してクーリンの人びとは、グリーンを復職と自らが開拓した土地所有を要求し、声を上げたものの、その要求は果たされなかった。⁷⁾

初期のアボリジナルの運動はグリーンのようなヨーロッパ人協力者の大きな影響を受けていた。後にアボリジナルの運動のリーダーたちが南東部のリザーブより数多く輩出されたのは、彼らがヨーロッパ人の協力者から読み書きや権利概念を学んだことが大きい。次に、こうしたアボリジナルのリーダーたちが決起した運動について見ていく。

1-2. オーストラリアの国民と同等の権利獲得のための運動

1920年代に入ると、南東部のアボリジナル・リーダーたちは、アボリジナルの劣悪な生活環境や、政治・経済的に不平等な状況を改善するため積極的に政府へと働きかけていく。当時のアメリカで展開されていた「ブラック・アメリカン運動」に呼応し、1924年にニューサウスウェール

ズ州のアボリジナルは初のアボリジナル権利回復を求めた当事者団体であるオーストラリア・アボリジニーズ・プログレッシブ協会 (Australia Aborigines Progressive Association) を設立し、非先住民と平等に取り扱われることを要求した。⁸⁾ また、西オーストラリアではW. ハリス (W. Harris: 1874-1940) が「混血」アボリジニの権利回復のための運動を起こし、1925年にネイティブのための組合 (Native Union) を結成した。

ヴィクトリア州ではW. クーパー (W. Cooper: 1860-1941) が1932年にメルボルンでオーストラリアン・アボリジニーズ同盟 (Australian Aborigines' League) を結成する。1937年には、J. パッタン (J. Patten: 1905-1957) とW. ファーガソン (W. Ferguson: 1882-1950) がシドニーでアボリジニーズ・プログレッシブ協会 (Aborigines Progressive Association) を結成した。⁹⁾ 1934年には西オーストラリアのポート・ヘッドランドで「混血」アボリジナルがユーライアン協会 (Uralian Association) を結成した。これらの団体は当時の先住民運動を束ねる重要な役割を果たした。

1933年に上述のヨルタ・ヨルタの出自を持つW. クーパーがイギリス王ジョージ5世宛にアボリジナル以外の人びとと同じ権利を与えること、アボリジナル問題の管轄権を州政府から連邦政府へ移し、連邦政府にアボリジナル代表を選出することを盛り込んだ請願書を連邦政府経由で提出した。1935年までにこの請願書にはオーストラリア全土から2000以上の署名が寄せられたが、この請願書は、連邦政府によりイギリス国王に提出されることはなかった。その後、オーストラリアン・アボリジニーズ同盟とアボリジニーズ・プログレッシブ協会は、シドニーで1938年1月26日に開催されたヨーロッパ人入植150周年祭を「アボリジナル哀悼の日」として位置づけ、オーストラリア社会における完全な市民としての地位の向上と、平等の権利獲得を目的とする新しい政策を要求した。翌年にこれら2集団は、ニューサウスウェールズ州政府が管轄するクメラグンジャ・リザーブの居住者が日常の劣悪な生活環境に抗議し、それから逃れるため決起した「ウォーク・オ

フ（脱出）」を支援している。¹⁰⁾

クーパーらの運動は国内の先住民問題のみならず、国際的にも「ブラック・アメリカン運動」や「ユダヤ人虐殺」への非人道的な事象に対する反対運動にも対応していた。クーパーは、1940年に第二次大戦下のナチス・ドイツ軍によるユダヤ人虐殺に反対する声明文を提出している。これら団体の主たるリーダーたちはアボリジナルであったが、経済支援や政府交渉の機会を生み出すため、カトリック教会や労働組合、さらには人道主義的な団体に所属する白人たちの支援に頼るところが大きかった。¹¹⁾

第二次大戦中の賃金労働経験は、戦後アボリジナルが労働者としての権利を要求することにつながっていく。彼らは労働環境の改善と賃金の支払いを求め労働運動を組織し、ストライキといった直接行動を起こすようになった。たとえば西オーストラリア州ピルバラでは1946年から49年にかけて低賃金の是正をもとめるストライキが起こされた。

こうした運動は、人道主義的な白人を中心に1951年にメルボルンで結成されたアボリジナルの権利のための協会（Council for Aboriginal Rights）のような団体から支持を受けた。この団体は共産党員や労働組合員、アボリジナル代表により結成され、その代表はヨルタ・ヨルタの出自を持つD. ニコルス（D. Nicholls: 1906-1988）¹²⁾ やM. タッカー（M. Tucker: 1904-1996）であった。その目的は北部アボリジナルの労働環境の改善であり、国連で制定された普遍的な人権概念にもとづき、非先住民と同等の権利をアボリジナルが獲得することであった。しかし、この団体はヨーロッパ人を中心に運営され、さらに北部アボリジナルをターゲットにしたため南東部アボリジナルのリーダーたちは不満をつのらせ、1957年にこの団体のメンバーであったニコルスとタッカーを中心にメルボルンでヴィクトリア・アボリジニーズ・アドバンスメント同盟（Victoria Aborigines Advancement League）が設置された。この団体はアボリジナルの権利のための協会と同じく労働運動を支持し、労働者の権利保障を掲げる国際労働機関の「107号条約」や普遍的な人権を謳った「世界人権宣言」を活用し

た。そして、その運動の対象は北部アボリジナルだけでなく南東部アボリジナルも含め、これら普遍的な権利の獲得を求めたのである。これらの動きには、アメリカ公民権運動や南アフリカのアパルトヘイト撤廃運動の影響も大きかった。

こうした流れを受けて1957年に全国的な運動を展開させるため、各州のアボリジナル問題を扱う当事者団体やヨーロッパ人を中心に結成された慈善団体をついに結集させるべく、アデレードで集会が開催される。そこには先述のアボリジナルの権利のための協会やヴィクトリア・アボリジニーズ・アドバンスメント同盟、さらに南オーストラリア州やニューサウスウェールズ州やクイーンズランド州からも先住民や非先住民が結成した団体が結集した。1959年には、これらの団体を合わせ、アボリジナル・アドバンスメント連邦委員会（Federal Council for Aboriginal Advancement、1970年からはFederal Council for Advancement for Aborigines and Torres Strait Islandersへ名称変更）として先住民問題を扱う全国組織が結成された。この委員会の目的は労働環境の改善と賃金の平等を含めた非先住民と同等の権利の獲得、さらに連邦政府が先住民問題に対応する責任がなく（第51条26項）、先住民を国勢調査に含まない（第127条）ことを明文化した連邦憲法の改正であった。¹³⁾

こうした全国規模の運動は、学生運動にも波及する。1961年にシドニー大学に入学し先住民ではじめて大学生になったC. パーキンス（C. Perkins: 1936-2000）は、アボリジナルの生活向上と自由と機会の平等を要求し1964年にシドニー大学でアボリジニーズのための学生運動（Student Action for Aborigines）を結成した。翌65年パーキンスを代表とした学生29人が「フリーダム・ライド」を起こした。その運動は、アメリカの黒人運動に習い、バスによりニューサウスウェールズ州の地方町を巡回し、アボリジナルの差別の実態を国内外に知らせるものであった。その目的は差別的な状況を可視化することで、緊張的な状況を社会に生み出すことであった。¹⁴⁾

こうした全国規模の運動は、1967年の国民投票における憲法改正、そして連邦議会と政府に先住民に関する立法行政権限の委譲と先住民の国勢

調査への参加をもたらした。このように、ニコルスやパーキンスを中心とするアボリジナル活動家の活躍により、オーストラリア社会にアボリジナルの存在とその実態が知られる様になった。しかし、こうした運動を通じて、先住民と非先住民の活動家の立場の違いも明らかになっていった。非先住民の活動家達は、先住民に非先住民と「同等の権利」を求めたのだが、先住民の指導者達は「先住民独自の権利」を要求するようになったのである。ここで大きな役割を果たしたのが、北部のアボリジナルを中心に展開された土地権獲得運動であり、その運動への南部のアボリジナルの参加であった。

1-3. 土地権を求める運動

土地権獲得運動は北部を中心に展開された。なかでも、1960年代初めから1970年代初めにノーザンテリトリーと首都キャンベラで起こった3つの事件があげられる。1つは1966年にウェイブヒル牧場でのグリーンジのアボリジナルが起こしたストライキがあげられる。彼らは、牧場での劣悪な労働条件に対し牧場から退去し、ダグラグという自営コミュニティを設立することで自分たちの土地返還を求めた。この要求は1975年に受け入れられ、一定の土地が返された。もう1つは、1968年にアーネムランド北東部のボーキサイト鉱山採掘により聖地が破壊されることに反対し、イルカラのアボリジナルが鉱山開発阻止を求めたゴープ半島訴訟である。この訴訟に先立って1963年イルカラのアボリジナルは、交渉の欠如、聖地の破壊、鉱山借地の調査を主要項目とした請願書を彼らの言葉（グマチ語）と英語で記し、それを彼らの創世記を描いた樹皮画に貼付し連邦政府に提出した。しかし1971年この請求はノーザンテリトリーの最高裁で棄却される。¹⁵⁾

こうした運動は、多くの人道的な白人との連携により展開されていくが、この連携に対しアボリジナル集団内部にも微妙な意見の食い違いが生じた。それは、白人と先住民が連携して展開する運動から、先住民当事者のみが運動を展開できるようにする、汎アボリジナル的な傾向を強く打ち出した運動の台頭であった。これにより運動の主題は、これまでのオーストラリア国民と平等の権利

獲得の要求から、オーストラリア先住民の独自の権利獲得へと変化した。それは、ゴープ半島訴訟の敗訴にもとづき当時のマクマーン首相のアボリジナル土地権の拒否を受けて1972年に国会議事堂前に4人のアボリジナル・リーダーが設置した「テント大使館」に見てとれる。この「大使館」は「先住民に土地権を」というスローガンを掲げ、首都キャンベラの国会議事堂前に設置され、土地権獲得を国内外に大きくアピールした。この運動が契機となり、南部アボリジナルは北部アボリジナルの土地権獲得運動を積極的に支持し、その運動は全国規模で展開されるようになった。¹⁶⁾

こうした運動と、イルカラボーキサイト訴訟での裁判所の棄却勧告を受けて、オーストラリア連邦政府は、アボリジナルの土地との独自の繋がりについて調査委員会を設置し、この調査報告書にもとづき連邦政府は1976年にノーザンテリトリーで「アボリジナル土地権法（Aboriginal Land Rights Act）」を制定した。この法では、土地を伝統的な土地所有集団に共同で永代保有される事を定め、土地権の請求期限となる1997年までにノーザンテリトリー総面積のおよそ45パーセントが返還された。またこうした同様の土地権が各州や首都特別地域においても独自に制定されていた。¹⁷⁾ ただし、この法では植民地以前から伝統的な慣習を保持できる北部・中部のアボリジナル集団のみが対象となり、南東部の先住民集団はその恩恵を受けることが困難であった。これに対して、オーストラリア全土の先住民が土地とのかかわりを法的に承認するのが、次に詳述する「先住権原法」（Native Title Act）である。

1992年の「マボ判決」は、先住民が西洋法的な慣習法で権利として認められるのと同等の土地利用の慣習を有しており、それが植民地化以後も完全には消滅していないことを明らかにした。そして翌年、労働党キーティング首相は「先住権原法」を制定し、これにより、伝統的なイギリスの判例法（コモンロー）で認められる土地権ではなく、それと同等の権利として、先住民が彼らの法と慣習に基づいて伝統的にかかわってきた特定の土地または水域の利用権を認めたのである。それはまた、植民地化以来、先住民の存在そのものと彼らと土地との関わりを否定し続けてきた「無主

の土地 (Terra Nullius)」という考えが、法的虚構であることを確認することにもなった。¹⁸⁾

この判決を導いたのは、トレス諸島民ミレアム集団 K. マボ (K. Mabo: 1936-1992) であった。彼は、1936 年にトレス諸島のメル島で生まれ育つ。その後クイーンズランド州タウンズビルに移り住み最低賃金以下の過酷な労働を強いられる。この傍ら、彼は先住民の不平等な取扱いに反対する非先住民の宗教団体、労働組合、共産党員、学生、芸術家と連帯し 1958 年に結成されたアボリジニ・トレス諸島民アドバンスメント連邦委員会 (Aborigine and Tress Islander Advancement Federal Council) の活動に参画していく。そして、1967 年にジェームズ・クック大学に用務員として採用された彼は、「われわれオーストラリアン：国民投票の次は何か」というテーマでセミナーを開催し、そこには 300 人を超す先住民と非先住民が集った。1970 年代からジェームズ・クック大学で、先住民に関する講座を持っていた彼はこの間、アボリジナルの植民史を研究する研究者 H. レイノルズ (H. Reynolds: 1938-) との間に友好関係を結び、彼は土地返還のための活動を積極的に展開しはじめる。¹⁹⁾

クイーンズランド州政府は州の土地法にもとづき、トレス諸島に属するマレー諸島の先住民リザーブを信託による譲渡証書によって土地評議会のもとにおく決定をした。この土地所有方法に対して 1982 年にマボをはじめとする原告は、土地、海、海底、珊瑚の伝統的所有権を巡ってクイーンズランド州相手に訴訟を起こした。1985 年、クイーンズランド州は「クイーンズランド沿岸諸島宣言法」を成立させ、「過去に存在した伝統的土地権はもはや存在しない」ことを主張し、この訴訟を終結させようとした。これに対し 1988 年最高裁は、この法が 1975 年に制定された人種差別禁止法の 9 節と 10 節（特別な集団から、所有地に存在する権利を剥奪する法定を禁止する）に違反していると警告した。こうした経緯を経て、1992 年に先住権原が承認され、翌年に先住権原法が制定されたのである。²⁰⁾

1996 年の連邦最高裁判所は、牧場借地においても先住権原が他の権利と両立可能であることを示唆するウィック判決を下した。それは天然資源

の利用や農牧場の利用に関する国策に抵触し、オーストラリアの経済発展に影響をもたらす可能性があることから、オーストラリア社会からの非難を受ける。そのため連邦政府は 1998 年に先住権原の承認を制限する法改正をおこなった。

改正法は先住権原の認定範囲を制限したものの、「先住民土地協定」という交渉方法を盛り込み、これにより法廷での争いよりも補償ならびに教育、雇用、相互理解の促進などを目的とする協定がオーストラリア全土の先住民集団と政府、地方自治体、鉱山会社などの間で結ばれていく。それはすなわちアボリジナルの運動が、1970 年代の土地に関する権利の立法措置を求めるものから、1998 年以降の交渉による運動へと移行したことを意味する。この交渉を通して締結された先住民との土地協定は全国で 588 (2012 年現在) にのぼり、教育、雇用、相互理解を促すプロジェクトがオーストラリア全土で展開されている。²¹⁾

以上でみたように労働条件の改善や土地に関わる権利獲得運動は、国際舞台での先住民の権利に関する議論とも呼応したものであった。労働条件の改善には国際労働機関の「107 号条約」や国連の「世界人権宣言」の影響を受けたし、また、「マボ判決」も国連の「人種差別撤廃条約」にもとづき成立した「人種差別禁止法」が法的根拠となり、先住権原の承認をもたらした。1993 年の「国際先住民年」は「先住権原法」制定の年でもあった。このようにオーストラリアの先住民運動は、先住民問題をめぐる国内のみでなく国際的な潮流のなかで展開されており、それは今日においてもつづいている。次に、その国際的な先住民運動を展開する契機となった先住民と国連との関係、そうした運動が、今日、どのように日本とオーストラリアにおいてすすめられているのかを整理する。

2. 先住民運動と国連²²⁾

「先住民民族」が国際社会で注目されはじめるのは、1970 年後半である。1977 年に、国連の経済社会理事会に対して協議資格を持つ NGO により「南北アメリカ大陸における先住民民族差別に関する国際 NGO 会議」が開催され、その年に先

住民団体として初めて国連 NGO となった国際インディアン条約評議会 (International Indian Treaty Council) を中心に先住民団体が招待された。この会議では「西半球の先住民族国家および人民の防衛のための原則宣言」が採択されたが、この原則宣言には、先住民族が国際法の主体であり、自己決定権を行使する能力を持つことが明記された。1978 年にジュネーブで開催された国連の「人種主義に関する世界会議では、ノルウェー政府がその代表団にサーミ民族の代表を加え、会議の最終声明では「先住民族の権利」への言及がなされた。さらに、1981 年には「先住民族と土地に関する NGO 会議」がジュネーブで開催され、「先住民族」の抱える困難の原因が土地の権利の否定であることが宣言された。こうした背景から先住民自身の国際人権規準を求める運動が開始された。1975 年にはカナダで設立された「世界先住民族評議会」は、第 3 回総会を 1981 年オーストラリアの首都キャンベラで開催したが、その中心議題は、「先住民族に対する差別を撤廃し、その権利を認める国際条約の制定」にあった。また、先住民族問題における歴史的業績と呼ばれる「コーボウ報告書」がある。当時、人権小委員会の委員であり、「先住民に対する差別」に関する特別報告者に任命された M. コーボは、1971 年にその研究を開始したが、この状況を反映して 1981 年にまとめた「第一次報告書」において、先住民族に対する差別と権利保障に関する国連機関の設立を提言した。²³⁾

こうした 1970 年代からはじまる先住民族に関する国際的な議論を受けて国連は 1985 年に人権小委員会の下に「先住民作業部会」を設置し、先住民の定義、先住民の権利の範囲や履行規制などを議論し「先住民族の権利に関する宣言草案」の作成に取り組んだ。その草案は、1994 年に人権小委員会で採択され、その上部機関の人権委員会で幾度もの議論のすえ、国連の人権機構改革を経て、2006 年に人権理事会に提出され、翌年 9 月に国連総会で採択された。しかし、先住民政策をリードしてきた大国のアメリカ、カナダ、ニュージーランド、オーストラリアの各政府は、宣言の採択に反対票を投じた。それは、宣言に明記された自決権を既存国家からの分離・独立権を含むと

解釈し、また先住民からの行き過ぎた要求の口実にこの宣言がなると危惧したからであった。²⁴⁾

次に、国際機関における先住民の活動の展開を踏まえオーストラリアと日本における先住民運動についてみていく。

2-1. オーストラリアと日本の先住民運動が織りなすところ

アボリジナルの代表が国連の人権条約を意識しつつ運動を展開し始めたのは先にも述べたニコルスやパーキンスが展開した運動に見て取れる。とりわけ、1990 年代からは代表団を国連の人権小委員会や先住民作業部会に送り出し、国際舞台での「先住民族の権利」に関する議論に積極的に参加した。1989 年に連邦政府の行政委員会として設置法に基づき新設されたアボリジナル・トレス諸島民委員会 (Aboriginal Tress Strait Island Committee) は、1990 年に国連の経済社会理事会と協議資格を得ることになる。この委員会は、国内ではアボリジナル居住地の雇用促進とインフラ整備を主に担い、国際的には国連の先住民作業部会を通じて「先住民族の権利に関する宣言草案」の作成に協力した。²⁵⁾ 国連は 2002 年に「先住民族問題に関する常設フォーラム」を設置し、先住民族に関わる問題について協議し、経済社会理事会に助言・提言などをおこなっている。このフォーラムの専門委員の一人に、法学部を卒業し、法曹界とくに土地権を扱うランド・カウンシルで専門的な業務に携わっていたアボリジナル男性 M. ドットソン (M. Dodson: 1950-) が 2005 年から 2007 年まで選ばれ「先住民族の権利に関する宣言」の国連総会での採択に尽力した。

日本政府が国内の先住民問題に対して積極的に取り組み始めたのは 1990 年代に入ってからである。たとえば 1997 年のダム建設に反対する二風谷ダム判決ではアイヌの先住性を承認した。また同年、1899 年から同化政策を基礎に進められた「旧土人保護法」が廃止され、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定された。しかし、ここではアイヌ語の学習や伝統音楽・舞踊・工芸などの普及・啓発が図られたものの、それを超えてより一般的なアイヌ政策が展開されることはなか

った。そうした国内のアイヌ政策を大きく推し進める要因となったのが、国連における世界の先住民と連携を図り進められてきたアイヌ民族の運動であった。アイヌ民族は1980年代から国連における先住民の議論に参加し始め、90年代からは若者を中心に代表を国連の先住民作業部に送り続けている。それはアイヌ当事者団体であるウタリ協会（現アイヌ協会）を代表とし、東京を拠点として活躍する市民外交センターや反差別国際運動など人権NGOを活用して展開される運動である。国連の先住民作業部に参加するアイヌ民族は、そこでアボリジナルを含む世界各国の先住民との交流を進めていく。なかでも1992年に先住民に関する国連10年を制定するため、世界各国から18先住民族の代表がニューヨークの国連総会に招待され、そこにはアイヌ民族とアボリジナルが入っていた。²⁶⁾ そうしたなかで、先述の「先住民族の権利に関する宣言草案」採択へ向けた議論が展開され、2007年の採択に至ったのである。この宣言採択に賛成票を投じた日本政府は、2008年6月に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を衆参両院の満場一致で採択し、現在はアイヌ政策をさらに推進し、総合的な政策の確立を検討している。

2-2. オーストラリア先住民運動と日本の先住民運動

筆者は「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択された直後の7月1日から4日まで北海道の平取町二風谷で開催された「先住民族サミット・アイヌモシリ2008」に参加した。それはオーストラリア先住民代表としてヨルタ・ヨルタの長老W. アトキンソン（W. Atkinson: 1942-）が招聘され、彼から通訳の依頼を受けたからである。このサミット開催に至るまでにはすでに述べたように、1970年代から国連にて先住民族の権利に関する議論を継続してきた先住民同士と人権NGOの交流があり、この交流を通して世界の先住民は国際的な連帯を進めていった。

そうした結果として開催された先住民族サミットには世界12ヵ国から22の先住民の代表が集い、4日間にわたり環境、権利回復、教育・言語に注目したウコチャランケ（議論）を交わし、知

識の共有化がはかられた。その成果は、「二風谷宣言」と「二風谷勧告」として取りまとめられ、洞爺湖で開催されていたG8サミットに参加した各国首脳へ提言された。そこでは、先住民の土地に関する伝統的な知識を確認し、そこから伝承されてきた文化を保護・促進する権利を要求し、政府やその他集団が先住民問題を扱うときに先住民との十分な話し合いにもとづく合意形成の必要性が強調された。

オーストラリア先住民の代表としてこのサミットに参加したアトキンソンは、開催の挨拶に同年2月18日の連邦政府首相による「盗まれた世代」にたいする公式謝罪にふれ、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を高く評価し、オーストラリア政府の「先住民族の権利に関する宣言」の採択と、それによる先住民の伝統的知識を継承する文化センターの設置を求めた。こうした例は、先住民問題が一地域や一国の枠を超えた問題であることを示している。それは、先住民が国際的な潮流において議論されてきた「先住民問題」の普遍化を活用しつつ、国内外のアクターと協同して先住民としての独自の権利獲得のために推し進める運動の戦術を意味する。その一つに環境管理のための運動があげられる。次の章では、こうした相互の関係から推し進められる環境管理のための先住民運動について、筆者が2005年から関係を構築してきたオーストラリア南東部の先住民のひとつヨルタ・ヨルタにおける環境管理に注目し考察する。

3. 環境管理のための先住民運動

既に述べたように、1970年代のアボリジナル土地権法、1990年代の先住権原法さらに2000年代以降の先住民土地協定などにより2012年までにオーストラリア全土の23パーセント以上の土地が、先住民の管理下や先住民と非先住民との協同管理の状況下にある。それらはオーストラリア連邦政府が管轄する国立の環境保護区10パーセントの一部であり、その規模は、環境保護区を凌いでいる。このため環境管理において先住民の存在は、看過することができない。²⁷⁾ そこでは政府や大学さらには環境NGOの専門家等がもつ科学

的な知識と、先住民の伝統的な知識にもとづいた共同管理が注目されており、²⁸⁾ ヨルタ・ヨルタは、まさにそうした環境管理のための運動をすすめている。

彼らは、1970年代半ばから土地権獲得のための運動を展開する。なかでもヨルタ・ヨルタは1994年に、バルマ森林とマレー河流域の資源管理を求める先住権原の確認訴訟を起こす。本訴訟は、1840年以降の植民の結果として文化的慣習を「継承」できなくなり、「伝統」を喪失したとする2002年の連邦最高裁判所の判決を受け、ヨルタ・ヨルタは敗訴する。その後ヨルタ・ヨルタの資源管理を求める運動は、生活レベルの改善や文化価値の再創造、さらに環境保全という先住民土地協定を活用した交渉プロセスへと展開していく。

たとえばヨルタ・ヨルタの代表機関であるヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人(Yorta Yorta Nation Aboriginal Corporation: 以下、ヨルタ・ヨルタ・ネイション法人と略)は、2004年にヴィクトリア州政府との間で、バルマ森林とマレー河流域の資源に関する「共同管理協定」を結んだ。この協定を盾にして2009年にバルマ森林の国立公園化を達成したヨルタ・ヨルタは、バルマ国立公園を管理する際の伝統的土地所有者として交渉権と最終決定権を法的に担保する「ヨルタ・ヨルタ・トラディショナル・オーナー協定」をヴィクトリア州政府との間で締結した。

こうした交渉にもとづく協定の締結には、ヨルタ・ヨルタ・ネイション法人と国内・国際環境NGOとの連携が大きな役割を果たした。国際環境NGOにはオランダに本部を持つ地球の友が、国内のそれは、1980年代から国立公園を増加させ自然保全を目的とするヴィクトリアン国立公園連盟、さらにローカル環境NGOとしては、1970年代から植林や森林散歩などを展開するゴールバーン・バリー流域グループがある。これら環境NGOはヨルタ・ヨルタとともに1998年からマレー・ミラワ・リバー・レッド・ガム・キャンペーンを結成し、バルマ森林内に生息する生物の保全とそれらのヨルタ・ヨルタによる積極的な管理を前面に打ち出した運動を展開した。しかし、

このことが運動の対象、いいかえれば抵抗のターゲットを多面化するなかで、ヨルタ・ヨルタはあらためて自らの出自を重要視しはじめた。それは「先住民の生態系に関する知識」を再発見するための運動に見て取れる。

3-1. ヨルタ・ヨルタの伝統的知識：人為的な火付けによる森林モニタリング

ヨルタ・ヨルタ・ネイション法人は2007年から2010年まで「人為的な火付けによる森林モニタリング」をヴィクトリア州の環境を管理する省と共同で進めた。

本モニタリングは、2004年にヨルタ・ヨルタ・ネイション法人とヴィクトリア州政府の間で結ばれた共同管理合意のプログラムの1つで、当該地域のヨルタ・ヨルタとの関係を重視している。ヴィクトリア州の持続可能な環境省の下部組織であるパークス・ヴィクトリアの火付けによる森林管理ガイドラインの8では、「火付け管理により環境を発展させるためにアボリジナルの知識が使われるべきである」と記載されている。実際、パークス・ヴィクトリアには3名(女性2、男性1)のヨルタ・ヨルタ・レンジャーが働いており、本モニタリングにおいて主要な役割を担っている。更に、アボリジナル青年層の雇用改善と促進を目的としたローカル・ランド・マネージメントというコースがヤンビーナ先住民トレーニングセンターに設置されており、当該地域の生態系や環境管理のための知識を習得できる。また、連邦政府が17歳から20歳までの若者を対象に国内の環境理解促進のためのエージェントとしてグリーン・コープスを設置している。本エージェントが、今回の火付けモニタリングにヨルタ・ヨルタの若者を招集するためヴィクトリア州に設置されている環境問題解決に取り組むグリーンング・オーストラリアへ委託し、国立公園のレンジャーになる資格を取得できる半年のプログラムを設置した。2007年度の本コースには、指導者1名と8名の学生がヨルタ・ヨルタの代表として参加した。

従来、冬期から春期にかけて起こっていた洪水が1919年以降、主に農作物への灌漑用水を貯蓄するダム建設により減少しており、このため1830年代以前にバルマ森林内に生息していた固

有植物の分布量が激減している。このような現状と近年の先住民の火つけ実践が評価され、ヨルタ・ヨルタの先祖が実施した人為火付けが注目されるようになってきた。しかし、その内実は、洪水の時期を中心とした枝木による従来の方法ではなく、消防車、火付け用バーナー、GPSなどを駆使する科学的な人為火付けとなっている。グリーン・コープスの指導者T.M.（当時27歳）は、本モニタリングを批判的に捉える。「人為火付けモニタリングは、今日ヨルタ・ヨルタにとって将来への明るい展望であるのと同時に、実際の決定権は未だ行政に委ねられる。」このように、森林モニタリングは、先住民レンジャーを雇い、先住民の若者の教育をプログラムに組み入れている。だからこそ、近代的知識を優先する非先住民による特権は、不問に伏されており、その結果として2010年に本モニタリングは終了した。

3-2. ヨルタ・ヨルタの伝統的知識：土地利用と占有に関する地図

2007年からは、ヨルタ・ヨルタのバルマ森林の資源利用状況を顕在化するため「土地利用と占有に関する地図」（以下、文化地図と略）が作成されている。このプロジェクトは、カナダにおいて長年にわたり先住民とともに文化地図作製プロジェクトを推進してきたカナダ人専門家T・トビアスを招聘して、2007年6月から2009年8月まで進められた。2008年3月12日の筆者との面談でトビアスは、文化地図の目的に次の4つをあげている。第一は、社会的、経済的で環境に配慮した文化の提示であり、第二には、ヨルタ・ヨルタの文化への尊敬とオーストラリア社会との間の公平な関係の構築である。そして第三には、先住民として共通の責任をもちつつ平等な立場でオーストラリア社会と交渉できる能力を培い、第四には、ネイション法人の責任と権威を明確に定義することであった。2008年1月19日、地方町モアマ郊外のリッチ・リバー・ゴルフ・クラブの会議場では、2007年よりパイロット・プロジェクトとして始められた文化地図の作成を本格化するための会議が開かれた。参加者はヨルタ・ヨルタの男性5人と女性1人、そして当時ヨルタ・ヨルタ・ネイション法人の代表をつとめたロイと彼の

子ども4人であった。会議場には参加者の1人で70代になるアンクル・コールが、バルマ・ミラワ森林内でかつておこなった狩猟や漁労、採集の場所を記した地図が掲示されている。その地図をサンプルとして議論された内容は、ヨルタ・ヨルタが中心となって文化地図プロジェクトを実施することであり、そのためにこれまでの個人の経験を記録して次世代に継承していくことであった。また、ヨルタ・ヨルタの土地と河川の流域資源利用に関する伝統的知識を軽視するオーストラリア社会の考えを転換させ、広く社会全体に先住民の知識を示すことであった。

文化地図作成のためのデータ収集には、2007年から2008年にかけて延べ66人のヨルタ・ヨルタ・ネイション法人のメンバーがインタビューを受けることに協力した。このメンバーの選出はネイション法人のメーリングリストにもとづいておこなわれた。インタビューの内容はバルマ森林に限定し、6万分の1に縮小されたバルマ森林地図を用いて実施された。このインタビューの内容は7テーマに関する聞き取りであった。そのひとつは狩猟に関するテーマで、鳥類、肥虫類、哺乳類に区分してインタビューをおこない、また漁労に関するテーマも魚類と無脊椎動物にわけられた。さらに採集に関しては石炭などの天然資源を含む植物に関するテーマが設けられ、葬儀など儀礼にかかわる土地利用もテーマに加えられていた。このインタビューの平均時間は80分、バルマ森林地図上に特定されたサイトの数は1人当たり平均で91カ所、インタビュー中に使用したバルマ森林地図は104枚であった。その結果、バルマ森林内に6500カ所にのぼる狩猟、漁労、採集および生活の記憶にもとづく地点が特定された。こうしたインタビューを継続する一方で、ヨルタ・ヨルタ・ネイション法人は、そのメンバーから文化地図コーディネーターの養成もおこなってきた。2009年には6人がそのコースを修了している。彼らは地図を管理し、インタビューを受けた語り手66人それぞれに地図のコピーを渡し、さらにすべてのデータが記載された地図と、それをさきの7つのテーマごとに整理した地図の作成にあたる。今後はインタビューにもたずさわり、新しいデータの収集に努めることがコーディネーターに

求められている。²⁹⁾

文化地図の作成はまだ途上にあるものの、それはヨルタ・ヨルタにとって自らの文化遺産の発掘であり、その行為を介した自文化の再発見を意味した。その作業は、伝統的な知識を、デジタル化された地図上に示すことで、近代的な科学知と融合させる。こうしてその作業は流域資源と森林資源を含むバルマ森林地域に関する社会的、伝統的、文化的な環境の価値づけをおこなうことになり、ヨルタ・ヨルタのアイデンティティ強化に大きく貢献しつつあるといえよう。実際 2012 年からはオーストラリアのモナッシュ大学、アメリカのブラウン大学との学術連携、さらに経済的にはヴィクトリア気候変動に対応する研究所とオーストラリア国立気候変動に対応する研究所から財政支援を受け、2 年のプログラムがはじまった。本プログラムでは、気候変動に対してヨルタ・ヨルタが蓄積してきた伝統的な知識が重要であり、その知識の発見をヨルタ・ヨルタの若者たちが近代的な知識を活用しつつ蓄積していくことで先住民コミュニティのエンパワメントに繋げることが目的である。このため「文化地図」が活用され、それまでの地理上の GPS 情報に加えて、空間的な GIS 情報を活用し、バルマ森林内でヨルタ・ヨルタの年配のエルダーからインタビューをする。それらに加え映像記録をし、それら収集した情報を GIS 情報システムの枠組みに蓄積し、ヨルタ・ヨルタ・コミュニティ内とくに世代内や世代間での知識の継承を図るものである。このことは伝統知と近代知が融合されつつも、その最終の決定をヨルタ・ヨルタに担保している点で、先述の火付けによる「森林モニタリング」とは一線を画するものである。

こうした「森林モニタリング」や「文化地図」は、環境保全を目的としつつ、ヨルタ・ヨルタにとって自らの文化遺産の発掘となった。これにより、バルマ森林とマレー河流域の資源を管理する伝統的な所有者であることをヨルタ・ヨルタは強く主張し、連携する環境 NGO とは運動の目的を明確に区別した。

但し、こうした共同での環境管理プログラムは州や連邦さらに大学による限られたファンドにより実施されているため、期間が限られている。こ

のため、今後は伝統的な知識と近代的な知識を融合させつつ共同での環境管理が中・長期で実施できるプログラムの開発が求められる。³⁰⁾

おわりに

本稿では、オーストラリア先住民の権利回復のための運動に注目し、彼ら／彼女らが展開してきた市民権や土地の権利回復運動を記述した。そこでは集団内部のみならず国内や国外の先住民集団やマイノリティ集団の運動に呼応し、さらに外部社会と協調するなかで推し進められてきたオーストラリア先住民の運動が明らかにされた。そのことは、近年の先住民の環境管理をめぐる運動においてより先鋭化されている。そこにみられるのは、オーストラリア社会や国際社会を見据えた広い社会通念と価値観を受け入れながらも、自らの存在証明のために運動を展開する先住民であった。それは、普遍性の主張と差異の承認をめぐる政治のなかで今日の先住民が主体的に展開する社会運動といえる。

注

- 1) 曾良中清司、長谷川公一、町村敬志、樋口直人編『社会運動という公共空間：理論と方法のフロンティア』成文堂 2004
- 2) Merlan, F. "Indigenous Movements in Australia", *Annual Review of Anthropology*, Vol. 34, 2005, pp. 473-494
本稿では、先住民を「先住性」、「被支配性」、「歴史の共有」さらに「自己認識」の 4 つの特性をもつ人びととする。また、先住民と先住民民族は前者が集団の総称であるのに対し、後者は国家からの独立する主権を有した集団の意味を含むため、法律や条約など以外では、前者の先住民を使用する。詳細は次の著書を参照。窪田幸子、野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社 2009
- 3) この名称に関しては Pinegerine, Waveroo, Yota Yota, Bangerang/Pangerang, Walithiga, Kailtheban, Yotta Yotta, Joti jota, Yorta Yorta など、1840 年代から異なる表記で示されてきた。ここでは多くのヨルタ・ヨルタ当事者が用いる Yorta Yorta (ヨルタ・ヨルタ) を使用する。
- 4) Langton, M. "They made a solitude and called it peace", In Rachel Perkins and Marcia Langton (eds.) *First Australians: An Illustrated History*, Melbourne University Publishing, 2008, pp. 9-68

- 5) アボリジニという語はラテン語であり、植民者が名付けた名称である。オーストラリアが植民される以前には、大陸には約 500 の言語集団があり、このため今日オーストラリア政府は単数のアボリジニ (Aborigine) ではなくアボリジニーズ (Aborigines) または形容詞の Aboriginal を行政文書では使用している。本稿では形容詞アボリジナルを用いる。
- 6) 1835 年 J. バットマンはポート・フィリップ地区の一部の土地を購入するためクーリン集団のリーダーと協定を結ぼうと試みたが、それは失敗に終わる。
- 7) 周辺の人植者により、ミッションやリザーブの土地が奪われ、それまで狩猟採集の生活を中心とした彼らのライフスタイルが変化した。このことが土地所有の要求の背景にある。そのような意味で、彼らは土地への自治権というものも意識していたといつてよい。Attowood, B. *Rights for Aborigines*, Allen & Unwin, 2003, pp. 31-78
- 8) この団体は、後述するアボリジニーズ・プログレッシブ協会とは異なる団体である。ただしその主目的となる、「混血」のアボリジナルの親元からの引き離しを容認する法に反対したことは、両協会の共通のテーマであった。Atkinson, W.R. "Ngariaty: Speaking Strong: The Schools of Human Experience", In Rachel Perkins and Marcia Langton (eds.) *First Australians: An Illustrated History*, Melbourne University Publishing, 2008, pp. 284-329
- 9) アボリジニーズ・プログレッシブ協会は独自にアボ・コールというニュースレターを作成し、そこでは南東部アボリジナルのみでなく北部アボリジナルの実態について扱った記事もあり、全国に散住するアボリジナルにも注目していた。
- 10) 前掲 2008, pp. 284-329
当時のクメラグンジャ・リザーブではアボリジニーズ保護局による厳しい監視があり、ヨルタ・ヨルタはその厳しい監視から逃れるために脱出をこころみた。
- 11) Attwood, B. and Markus, A. *Thinking Black: William Cooper and the Australian Aborigines' League*, Aboriginal Studies Press, 2004, pp. 1-8
- 12) ニコルスはクメラグンジャ・リザーブで生まれ、1930 年代までオーストラリアンフットボールの選手として活躍した。1950 年代後半に牧師となり、1976 年にはイギリス女王より西オーストラリア州総督に任命された。Clark, J. *Aborigines & Activism: Race, Aborigines & the Coming of the Sixties to Australia*, University of Western Australia Press, 2008, pp. 68-92
- 13) Attowood, B. *Rights for Aborigines*, Allen & Unwin, 2003, pp. 213-254
- 14) Curthoys, A. *Freedom Ride: a freedom rider remembers*, Allen & Unwin, 2002
- 15) Attowood, B. *Rights for Aborigines*, Allen & Unwin, 2003, pp. 213-254
- 16) 前掲 2003, pp. 254-349
- 17) 2005 年時点でのオーストラリア大陸において土地権が返還された割合は、オーストラリア総面積の約 16% にのぼる。
- 18) 竹田いさみ、森健、永野隆行編「オーストラリア入門」第 2 版 東京大学出版会 2010 73-81 頁
- 19) Langton, M. and Loos, N. "The Dawn is at hand", In Rachel Perkins and Marcia Langton (eds.) *First Australians: An Illustrated History*, Melbourne University Publishing, 2008, pp. 333-378
- 20) 竹田いさみ、森健、永野隆行編「オーストラリア入門」第 2 版 東京大学出版会 2010 150-158 頁
- 21) Langton, M. "2012 Boyer Lecture 1 Changing the paradigm: Mining Companies, Native Title and Aboriginal Australians" (<http://www.abc.net.au/radionational/programs/boyerlectures/boyers-ep1/4305610> : 2012 年 11 月 30 日アクセス)
- 22) 本章は内容は 2011 年に大阪学院大学国際学論集に提出した論文の内容を加筆したものである。詳しくは次の論文を参照。友永雄吾 「世界の中のオーストラリア先住民運動：南東部オーストラリアにおける環境管理のための先住民運動を事例に」 大阪学院大学国際学論集 22 (2) 2011 27-48 頁
- 23) 上村英明「先住民族の権利に関する国連宣言」獲得への長い道のり 特集 2：国連先住民族権利宣言の歴史的採択」プライム (27) 2008 53-68 頁
- 24) オーストラリア連邦政府は 2009 年 4 月に「宣言」を是認した。安藤仁介「アイヌ・台湾・国際人権」人権問題研究叢書 2 2011 9-14 頁
- 25) 縁故主義や不透明な会計、非効率なプロジェクト運営などで委員会は 2005 年に廃止に追い込まれた。Robins, J. "Indigenous Representative Bodies in Northern Europa and Australia" in Gunter Minnerup and Pia Solberg (Eds), *First World, First Nations: Internal Colonialism and Indigenous Self-Determination in Northern Europe and Australia*, Sussex Academic Press 2011, pp. 45-79
- 26) 上村英明監修「グローバル時代の先住民族：『先住民族の 10 年』とはなんだったのか」2005 50-58 頁、68-75 頁
- 27) Altman, J. "People on country as alternate development" in Jon Altman and Sean Kerins

(eds.) *People on Country: vital landscapes indigenous futures*, the Federation Press, 2012, pp. 1-22

- 28) Dove, M.R. "Indigenous People and Environmental Politics", *Annual Review of Anthropology* 35, 2006, pp. 191-208
- 29) 友永雄吾『世界人権問題叢書 84: オーストラリア先住民の土地権と環境管理』明石書店 2013 160-180 頁
- 30) 近代知と伝統知の融合については、筆者が代表として 2016 年 4 月から開始している龍谷大学国際社会文化研究所の共同プロジェクト「水源地としての森林と流域の環境管理に関する日豪比較研究」と科学研究費基盤研究 c「オーストラリアと日本における先住民族による流域資源保全に関する環境人類学的研究」で検討中である。そのひとつの成果を 2016 年 12 月 14 日にシドニー大学で開催されたオーストラリア人類学会で 'Sustainable Collaborative Management for Conserving River Water Quality in Japan and Australia' として発表した。

参考文献

- Altman, J. and Kerins, S. (eds.) *People on Country: vital landscapes indigenous futures*, the Federation Press, 2012
- Attwood, B. *Rights for Aborigines*, Allen & Unwin, 2003
- Attwood, B. and Markus, A. *Thinking Black: William Cooper and the Australian Aborigines' League*, Aboriginal Studies Press, 2004
- 安藤仁介「アイヌ・台湾・国際人権」人権問題研究叢書 2 2011 9-14 頁
- Clark, J. *Aborigines & Activism: Race, Aborigines & the Coming of the Sixties to Australia*, University of Western Australia Press, 2008
- Curthoys, A. *Freedom Ride: a freedom rider remembers*, Allen & Unwin, 2002
- 窪田幸子、野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社 2009
- Dove, M.R. "Indigenous People and Environmental Politics", *Annual Review of Anthropology* 35, 2006, pp. 191-208
- Langton, M. "2012 Boyer Lecture 1 Changing the paradigm: Mining Companies, Native Title and Aboriginal Australians" (<http://www.abc.net.au/radionational/programs/boyerlectures/boyers-ep1/4305610>: 2012 年 11 月 30 日アクセス)
- Merlan, F. "Indigenous Movements in Australia", *Annual Review of Anthropology*, Vol. 34, 2005, pp. 473-494
- Perkins, R and Langton, M (eds.) *First Australians: An Illustrated History*, Melbourne University Publishing, 2008
- Gunter Minnerup, G. and Solberg, P. (Eds), *First World, First Nations: Internal Colonialism and Indigenous Self-Determination in Northern Europe and Australia*, Sussex Academic Press, 2011
- 曾良中清司、長谷川公一、町村敬志、樋口直人編『社会運動という公共空間：理論と方法のフロンティア』成文堂 2004
- 竹田いさみ、森健、永野隆行編『オーストラリア入門』第 2 版 東京大学出版会 2010
- 友永雄吾「世界の中のオーストラリア先住民運動：南東部オーストラリアにおける環境管理のための先住民運動を事例に」大阪学院大学国際学論集 22 (2) 2011 27-48 頁
- 友永雄吾『世界人権問題叢書 84: オーストラリア先住民の土地権と環境管理』明石書店 2013
- 上村英明監修「グローバル時代の先住民族：『先住民族の 10 年』とはなんだったのか」2005
- 上村英明「先住民族の権利に関する国連宣言」獲得への長い道のり 特集 2: 国連先住民族権利宣言の歴史的探択」プライム (27) 2008 53-68 頁